

いわき市
人と猫との共生に関する
ガイドライン



いわき市保健所
生活衛生課 動物愛護係

令和8年2月 第3版

【はじめに】

いわき市は、人と猫が共生できる地域づくりの参考として、令和2年度に「いわき市猫の適正飼育管理ガイドライン（第2版）」を作成し、猫の適正飼育や地域猫活動の普及啓発に取り組んできました。その結果、猫の引取り頭数は減少傾向にあり、殺処分の件数は大幅に減少しました。

しかし、猫の不適正管理に関する市への苦情相談は依然として多く寄せられており、その中には、多頭飼育や高齢者のペット飼育に関する新たな問題も発生しています。さらに、近年、頻発化している自然災害に備え、日頃からペットの災害対策を行う重要性も増えています。

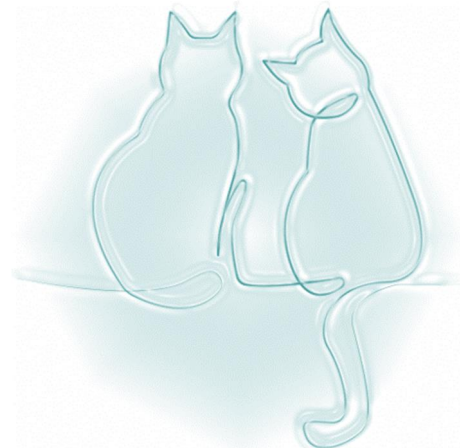
このような状況を踏まえ、猫の適正飼育をより一層推進し、人と猫が共に生きる心豊かなまちを実現することを目指して、「いわき市猫の適正飼育管理ガイドライン（第2版）」を改訂し、内容の充実を図るとともに、「いわき市人と猫との共生に関するガイドライン」に名称を変更しました。

人と猫が共生する社会の実現には、飼い猫のみならず、すべての猫が適正に管理されることが重要です。

このガイドラインでは、以下の2つの提案を行います。

- 1 飼い猫は周囲に迷惑をかけないように、飼い主が責任を持って適正に飼育すること。
- 2 飼い主のいない猫は地域で適正に管理し、不妊去勢手術や譲渡を通じて、望まれずに生まれてくる命を増やさないこと。

本ガイドラインにより、猫の適正飼育及び管理の重要性について市民の皆様の理解が深まり、人と猫が共生できる地域づくりの一助になることを願います。



目次

【はじめに】

第1章 猫の分類

- 1 飼い猫 ----- 1
- 2 飼い主のいない猫 ----- 1

第2章 猫についての基礎知識

- 1 猫の習性・生態 ----- 2
- 2 猫の遺棄・虐待に関する法律と罰則 ----- 4

第3章 飼い猫の適正飼育

- 1 猫を飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう ----- 5
- 2 猫の適正な飼い方 ----- 7
- 3 災害時の備え・・・日頃からの備えが大切です ----- 10
- 4 飼うことができなくなった時 ----- 11
- 5 多頭飼育問題（多頭飼育崩壊） ----- 12

第4章 飼い主のいない猫の適正管理

- 1 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方 ----- 13
- 2 飼い主のいない猫の対策と適正管理 ----- 14
- 3 地域猫活動 ----- 16

第5章 野良猫に困っているときは

- 1 猫除けの方法 ----- 20
- 2 よくある質問 Q & A ----- 21

【巻末資料】

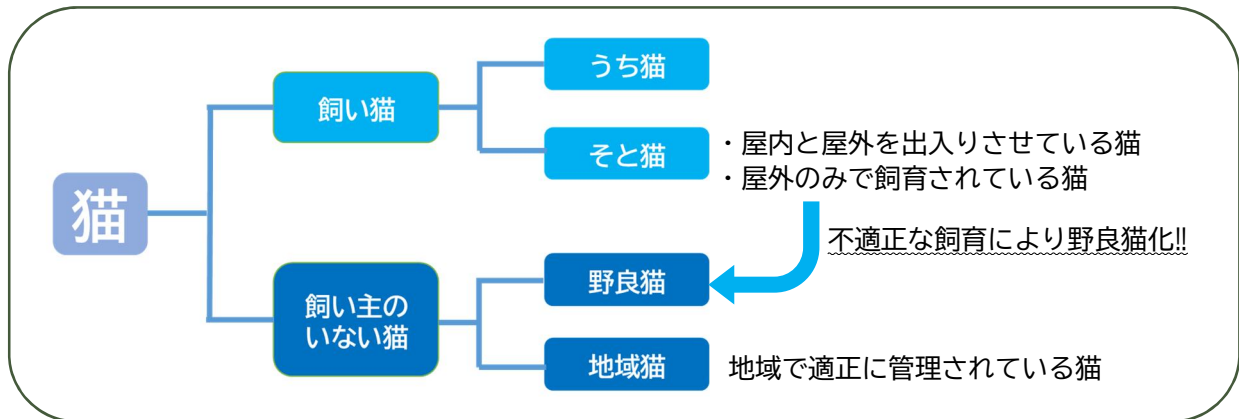
- ・ 飼い猫の不妊去勢手術費助成事業について ----- 26
- ・ 所有者（飼い主）のいない猫の不妊去勢手術費助成事業について ---28
- ・ 環境省リーフレット「猫は室内で飼おう！」 -----30
- ・ 猫に関わる法令等 -----31



第1章 猫の分類

本ガイドラインでは、猫を飼い主の有無で分類しています。

※ 飼い主：動物の所有者又は占有者（動物を飼育又は保管する者）



※ 猫の分類の仕方は、上記に限ったものではありません。

1 飼い猫

特定の飼い主がいる猫を、その飼育状況によって「うち猫」と「そと猫」に分類します。

(1) うち猫

屋内のみで飼育されている猫。

近隣に対して、ふん尿被害などの迷惑をかけることがなく、猫にとっても交通事故や感染症の危険性が低く、安全で健康に暮らすことができます。

国や県、市では、「うち猫」として飼育することを推奨しています。

(2) そと猫

屋内と屋外を出入りしている猫や、屋外のみで飼育されている猫。

屋外に出ることで、飼い主が気づかぬうちに近隣に対してふん尿被害などの迷惑をかけるだけでなく、交通事故や迷子、感染症の危険があります。

2 飼い主のいない猫

特定の飼い主がいない又は判明しない猫を、その管理状況によって「野良猫」と「地域猫」に分類します。

(1) 野良猫

特定の飼い主がおらず、屋外で生活している猫。

元々は飼い主がいたが、逃げたり、捨てられたり、不妊去勢手術をしていない「そと猫」による繁殖により、その地域に住みついた猫も含まれます。

屋外で生活しているため、「そと猫」と同様に交通事故や感染症にかかる可能性が高く、比較的短命です。不妊去勢手術が施されていないことが多く、新たな野良猫が持続

的に生まれる原因となっています。

また、個人または複数の方が、定期的または不定期にエサやりをしていることがありますが、所有又は占有の意思がなく、近隣への迷惑に対する責任意識が希薄な傾向にあります。近隣に対してふん尿被害や家財を損壊するなどの迷惑をかけるため、これらの猫は地域で受け入れられていないことが多く、地域住民から嫌がられたり、トラブルの原因となってしまう場合が数多くあります。

(2) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意の元で適正に管理された状態にある、特定の飼い主がいない猫。

管理する対象の猫を把握するとともに、その地域に合った方法で、エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適正に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

第2章 猫についての基礎知識

1 猫の習性・生態

猫を適正に飼育管理していくためには、猫の習性や生態を把握しておくことが大切です。

(1) 繁殖

猫は生後約6か月（早ければ4か月）で繁殖が可能になります。

① メスの発情・出産

一般的に、発情したメスは大きな声で頻繁に鳴き、這いつくばるような姿勢で腰を高く持ち上げて振ります。季節的には春から夏（2月～9月）ごろに発情・出産します。メス猫は交尾刺激により排卵が起こるため、発情中に交尾すれば、ほぼ確実に妊娠・出産します。妊娠期間は約2か月で、1回に4～8頭の子猫を産みます。出産後1か月程度で次の発情が起こります。発情のタイミングによっては年2～4回出産することができます。1頭のメス猫から1年間で20頭以上に、2年間で80頭以上に増えることが可能です。

このため、最初の猫に不妊去勢手術等の措置をとることが非常に重要になります。

1頭のメス猫が… 

1年後には**20**頭以上 

2年後には**80**頭以上 

3年後には**2000**頭以上 

(環境省パンフレット「不妊・去勢手術をして飼いましょう」より抜粋)

② オスの発情

オスはメスの発情に触発されて交尾の態勢をとるため、発情を示す特別な行動はありません。しかし、生後8か月ころから、部屋のあちこちに尿スプレー（発情期に特に多くみられるオス猫のマーキング）をする猫が多くみられます。また、しきりにメスを呼ぶ鳴き声を上げるようになります。

(2) 寿命

屋内飼育の猫の寿命は、良質なキャットフードの普及や獣医療の進歩などにより伸びており、平均15年程度とされています。

一方、野良猫は交通事故や感染症などにより短命で、その平均寿命は4～5年とされています。屋内外への出入り自由な猫にも同様のリスクがあります。

(3) 行動範囲

猫は、なわばりを持つ動物です。個体差はありますが、野良猫の行動半径は約500m、集合住宅地などに住み、常に人からエサをもらえる場所にいる猫では、行動半径は約200mと狭くなります。

猫のなわばり意識は他の動物に比べると非常に強いとされています。特に去勢をしていないオスは、なわばり意識が強いため、複数のオス猫がいる場合は、なわばり争いのケンカに発展したり、マーキング行動が盛んになります。

(4) 排泄

猫は1日に数回排泄します。ふん尿を隠す習性があるため、排泄場所としては、乾燥したやわらかい土や、砂地を好みます。

自分の臭いがついた決まった場所に排泄するので、この習性をうまく利用すれば、猫のトイレのしつけは比較的に行うことができます。

猫は大変きれい好きな動物であるため、トイレが十分掃除されていない場合は、飼い主が望まない場所で排泄することがあるので、いつも清潔にしておくことが重要です。

(5) マーキング（臭い付け）

マーキングとは臭いをこすりつけたり、爪痕を残すなどして自分の存在を誇示し、なわばりを守ろうとする行為のことです。

① 尿スプレー

尿スプレーは、主にオスが立ったまま後ろ向きの姿勢で尿を柱や壁などに吹き付ける行動で、発情期のメスもオスを誘うためにスプレーを行うことがあります。

通常の排尿と異なり、広範囲に強い臭気の尿を飛ばすため、屋内飼育の猫では特に問題になります。

この行動を減らすには去勢手術が有効です。

② 爪とぎ

爪とぎは幼い時から見られる行動で、古くなった爪をはがす、マーキング、ストレス解消などの意味を持ちます。



猫の肉球には皮脂腺が集中しており、爪をといた場所はもちろん、散歩した場所にも臭いを残します。

(6) 鳴き声

鳴き声により、猫同士や人とのコミュニケーションをとります。発情期の猫の鳴き方は独特で、オス猫はメス猫を求めて大声で鳴くようになり、メス猫は交尾刺激があるまで長時間鳴き続けるために近隣トラブルのもとになりかねず、飼育者のストレスにつながります。

2 猫の遺棄・虐待に関する法律と罰則

猫を捨てること（遺棄）は犯罪です！

「誰かが拾ってくれるだろう」という安易な気持ちや、「飼えなくなったから」などの身勝手な都合で猫を捨てないでください。

捨てられた猫の多くは、交通事故や餓死などで悲惨な最期を迎えます。たとえ生き延びたとしても、地域に迷惑をかける存在として嫌われながら、飼い猫よりはるかに短い一生を過ごすこととなります。

命を預かる責任を忘れず、大切に育てましょう。

※ 段ボールや袋に入っている、入れ物に封がしてある、置手紙が添えられているなど、遺棄された可能性のある猫を発見した場合は、現場を保存し、直ちに最寄りの警察署に通報してください。

(罰則)

愛護動物のみだりな殺傷	5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金
愛護動物の虐待	1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
愛護動物の遺棄	1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

【動物の愛護及び管理に関する法律第44条】

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつ

て自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第3章 飼い猫の適正飼育

～飼い主の責任で適正に飼育し、周囲に迷惑をかけないようにしましょう～

1 猫を飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう

猫を飼うことは、猫の命を預かり、猫と共に地域社会の中で暮らしていくことです。毎日の給餌、ふん尿の始末、健康管理などやることはたくさんあります。「かわいいから」という安易な考えで飼うことは絶対にせずに、本当にその猫の一生に責任を持てるか、次の点について確認しましょう。



(1) 家族の同意

家族全員が猫を飼うことに賛成していますか？家族で協力して世話ができますか？

家族にアレルギー体質の人がいる場合、飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

(2) 終生飼育

猫が寿命を迎えるまで飼いつけることはできますか？病気や高齢になった猫の世話や介護を考えていますか？

(3) 居住環境

今の住居は猫を飼える環境ですか？

集合住宅や借家等で猫の飼育が禁止されている場合、退去を迫られるかもしれません。また、転居の予定があれば、慎重に判断しましょう。

(4) 猫にかかる費用

猫を飼いつけるには、フードや日用品、健康管理に必要な医療費等で継続的に費用がかかりますが、負担できますか？

(例) キャットフードにかかる費用、トイレ用猫砂や爪とぎ及びキャリーケースや遊具にかかる費用、混合ワクチン接種代、病気の際の治療費、ペット保険の保険料、等

(参考) 1年間にかけた費用(1頭あたり)

支出項目	金額
病気やケガの治療費	32,458円
フード・おやつ	61,283円
サプリメント	4,959円
シャンプー・カット・トリミング料	3,435円
ペット保険料	29,791円
ワクチン・健康診断等の予防費	13,977円
ペットホテル・ペットシッター	1,981円
日用品	11,079円
洋服	559円
ドッグランなど遊べる施設	3円
首輪・リード	958円
防災用品	1,501円
交通費	799円
光熱費(飼育に伴う追加分)	15,635円
合計	178,418円

(2024年アニコム損害保険株式会社調べ 回答数1,966頭、猫の平均年齢5.6歳)

(5) 毎日の世話

猫は生きていくための全てをあなたに依存しています。毎日の給餌、ふん尿の始末、清掃、運動や遊び、健康管理など、しなくてはならないことはたくさんあります。

毎日欠かさず猫の世話に手間と時間をかけられますか？

(6) 周囲の人々への配慮

近隣に迷惑をかけないように、屋内だけで飼育することができますか？

複数の猫を飼育する場合は、鳴き声やふん尿等の臭いの発生防止に一層配慮する必要があります。

(7) 万が一飼えなくなった時

入院などであなたが飼えなくなったとき、代わりに飼ってくれる人はいますか？

飼い始める前に、様々な場面を想定し、家族間で十分話し合ったり、いざという時に自分の代わりに飼ってくれる人を確保しておく必要があります。

(8) 災害の備え

地震や洪水などの災害時、猫の命を守る方法を考えていますか？

一緒に避難できるのは何匹までですか？



【コラム】どこから猫をお迎えしますか？

猫の迎え方は、ペットショップやブリーダーから購入するだけではありません。動物愛護センターや保健所、動物愛護団体等から譲り受ける方法もあります。市では、保護・収容した猫の飼い主を募集しています。保護猫の新しい飼い主になることもぜひ検討してください。詳しくは市ホームページ、又は公式SNSをご確認ください。

(いわき市 HP)

(インスタグラム)

(フェイスブック)



2 猫の適正な飼い方

市では、飼い猫を適正に飼育するために、「終生飼育」に加え、「完全屋内飼育」「不妊去勢手術の実施」「所有者明示」を推奨しています。



完全屋内飼育
終生飼育 + 不妊去勢手術の実施
所有者明示

(1) 終生飼育

猫を飼うことは、「猫の命を預かる」ことです。飼い主には、猫の命が終わるまで適正に飼う「終生飼育」の責任があります。「終生飼育」は、最も基本的で、最も重大な飼い主の責任です。やむを得ず飼えなくなったときは、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。

(2) 完全屋内飼育

猫は屋内で飼いましょう。

屋外に出すと、交通事故やケガ、感染症等により命を落とす危険があるだけでなく、ふん尿等で近隣トラブルになることがあります。危険やトラブルを避けるためにも、猫は屋内で飼いましょう。

しかし、ただ部屋の中に入れておけば良い、というわけではありません。猫の欲求(ニーズ)を満たせる、快適な屋内環境を用意しましょう。

【快適な屋内環境】

① 外を眺められる場所

窓辺に猫に心地よいスペースを設け、その場所から窓の外を見られるようにすることで、屋外を眺める、という刺激が与えられ、「退屈」を感じにくくなります。

② くつろげる場所

柔らかな布の上や、暖かな場所を好みます。ラグやホットカーペット、こたつ、ソファ、座布団など猫も人もリラックスできる空間があるとよいでしょう

③ 隠れ場所

猫は本来臆病な動物であるため、フタや扉を開けたままのキャリーケースを置いておき、驚いたり不安な時に猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。

④ トイレ

・ 大きめのトイレを選ぶ

猫はトイレに入ると砂の臭いを嗅いだり、掘ったり、身体の向きを変えてまた掘ったり、といったことを繰り返すので、猫の体の1.5倍くらいの長さのあるトイレが理想です。

・ 猫が好む種類のトイレ砂を使う

猫は、柔らかくてサラサラした砂状の場所を好んでふん尿をする習性がありますが、さらに、猫によって砂粒の大きさや砂の材質、匂いにより好みが変わる場合があります。

・ 清潔に保つ

猫は汚くなったトイレを使わないことがあるため、ふん尿は毎回取るなど、こまめに掃除をしましょう。

⑤ 上下運動や入り組んだ動きができる空間

猫は、平面的な動きより、立体的な動きをを求める習性があるため、上下運動や動き回れる空間があると、自分でエネルギーを発散でき、問題行動の予防になります。

キャットタワーを置いたり、棚の上を整理して、飛び乗れるようにするなどし、上下運動や動き回れる空間を用意してあげましょう。

⑥ 爪とぎ

猫にとって爪とぎは本能的な行動なので、やめさせることはできません。部屋に適切な爪とぎがないと家具や柱などで爪を研ぐので、専用の物を用意しましょう。

⑦ ケージ

ケージとは、猫がその中で生活できるカゴ状のスペースです。猫は床面積が広いことより、上下に移動できる空間があるほうが猫の習性に適しています。食事や睡眠、トイレの場所を分けられる2段・3段の高さがあるものが理想です。ケージが猫の落ち着ける場所になれば、病気や手術後などで安静にさせたいとき、短時間の留守番、災害避難のときに役立ちます。部屋のコーナーなどに置くと猫も落ち着きます。

子猫のうちからケージに入ることを習慣づけてあげましょう。

【安全対策】

① 脱走防止

玄関、網戸や窓からの脱走対策をしましょう。また、高層階のベランダであっても、猫が飛び降りたり、落下するなどして、結果的に脱走やケガをしてしまう場合がありますので、ベランダに出さないようにしましょう。

② 事故防止

電気コード、人間用の薬や観葉植物など、口にしたり、かじったりしないように屋内環境を整えましょう。

(3) 不妊去勢手術

猫は、繁殖制限をしないと、1匹のメスから1年後に20匹以上に増えてしまうほど、非常に繁殖力の強い動物です。(2ページ参照)

生まれてくる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術を行いましょう。不妊去勢手術には、望まない妊娠を防ぐ以外にも様々なメリットがあります。

飼っている猫が増えすぎて飼いきれなくなる状態を「多頭飼育崩壊」と言い、全国的に問題になっています。

不妊・去勢手術の主な利点と欠点

	不妊手術(卵巣と子宮の除去)	去勢手術(精巣の除去)
利点	<ul style="list-style-type: none">●望まない妊娠がなくなる●卵巣や子宮の病気や乳腺腫瘍などの予防●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、トイレ以外での排尿、外に出たがる、神経質になる等 犬では発情に伴う出血もなくなる)	<ul style="list-style-type: none">●精巣や前立腺、肛門周囲の病気の予防●メスへの興味による性的ストレスの軽減●発情期特有の困った行動がなくなる (大きな鳴き声、無駄吠え、マーキング、ケンカ、攻撃性、脱走など)
欠点	<ul style="list-style-type: none">●手術には全身麻酔のリスクがあるが、適切な麻酔管理で軽減できる●肥満傾向になるが、適切な食餌管理と運動で防げる ※メスでは尿失禁が起きる場合があるが、治療できる	

(環境省パンフレット「不妊・去勢手術をして飼いましょう」より抜粋)

(4) 所有者明示

「うち猫」であっても、災害の発生や思わぬトラブルで、脱走してしまう時があります。飼い主の特定や身元を判明しやすくするために、首輪には迷子札を付けましょう。

また、マイクロチップの装着(埋込)も有効です。

市では迷子動物を收容した場合、マイクロチップの確認をしています。

【所有者明示の方法】

① 連絡先の記載

連絡先を書いた名札やタグを首輪につける、首輪に連絡先を直接記入するなどの方法があります。

② マイクロチップ

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形で、15桁の数字（ISO規格の個体識別番号）が記録されており、その番号をデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主の元へ戻すことができます。

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月より販売業者は犬猫へのマイクロチップの装着が義務付けられ、一般の飼い主についても、飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないと定められました。マイクロチップの装着については、かかりつけの動物病院にご相談ください。

【猫が行方不明になったとき・迷子猫を保護したときの連絡先】

保健所と最寄りの警察署にすぐに連絡しましょう。情報が入っている可能性があります。

いわき市保健所生活衛生課 動物愛護係 TEL 0246—27—8592

警察署

いわき中央署	TEL 0246—26—2121
いわき東署	TEL 0246—54—1111
いわき南署	TEL 0246—63—2141

3 災害時の備え・・・日頃からの備えが大切です

災害が起きた時、飼い猫を守ることができるのは飼い主だけです。まず飼い主自身の安全を確保した上で、飼い猫の安全を守りましょう。避難する場合は、飼い主が責任をもって一緒に行動すること（同行避難）が基本です。そのためには、日頃から備えておくことが重要です。

(1) しつけと健康管理はできていますか？

- ・ ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄が出来るようにする。
- ・ 各種ワクチンの接種を行う。
- ・ 寄生虫の予防や駆除を行う。
- ・ 不妊去勢手術を行う。

(2) 所有者明示はできていますか？

災害発生時には、離ればなれになってしまう場合もあるため、猫が保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示（首輪と迷子札、マイクロチップ）をしておきましょう。

(3) 飼い猫用の避難用品や備蓄品の確保はできていますか？

在宅（自宅）避難ではもちろんのこと、避難先においても飼い猫の飼育に必要なものは、飼い主が用意しておく必要があります。

水やフード（療法食や薬も）を5日以上用意しておきましょう。



(4) 飼い猫の預け先を確保していますか？

猫の一時預かり先について、親戚や友人、ペットホテルなど、信頼して預けられる人をあらかじめ探しておきましょう。普段から猫が慣れている相手であれば、猫にとってもストレスが軽減されます。

詳しくは いわき市公式 HP

「ペットの災害対策」をご確認ください。



4 飼うことができなくなった時

飼い主には、飼い猫を最期まで面倒をみる責任があります。途中で飼育できない事情が発生しても、自ら責任をもって新たな飼い主を探し、引き継ぐことが必要です。もしもに備えて、対応を考えておきましょう。

- ・ 自分にもしものことがあったとき、大切な猫を託せる人はいますか？
- ・ 猫を預かり亡くなるまで世話をしてくれる老猫ホーム（第一種動物取扱業）があります。よく調べて相談のうえ、利用する場合は信頼できるところを選びましょう。
- ・ 猫と一緒に入れる高齢者施設も調べてみましょう。
- ・ 猫の健康管理は欠かさず行いましょう。老猫ホームや愛護団体、猫を飼っている友人宅などに猫を預ける場合、猫に感染症があると大きな問題になります。
- ・ 自分がペットより先に死亡してしまったためのために、ペットを誰に託すか、残した財産をペットのためにどう使うか決めておくことができます。（ペット信託や、ペットのための遺言書）。

どうしても新しい飼い主が見つからない場合であっても、猫を屋外に放したり、捨てたりしないでください。動物の遺棄は犯罪です。（4ページ参照）



どうしたらよいかわからないときは、ご相談ください。

相談先：いわき市保健所生活衛生課 動物愛護係

TEL 0246-27-8592

【コラム】高齢者とペット

市には、猫を飼えなくなった方からの相談が多数寄せられています。

近年増えているのが、飼い主が高齢であることに関係する内容です。急な入院、施設入所や突然死など、飼い主に不測の事態が起きて初めて、関係者が飼い猫の存在を知り、「世話できる者が誰もいない、猫を引き取ってくれるところはないか？」という相談が非常に多いです。特に飼い主が一人暮らしだった場合は、飼い猫が家に閉じ込められたまま誰にも気づかれずに放置されてしまう危険性があります。そうならないためにも、自分に何かあった場合、猫を守る対策をしっかりと準備しておきましょう。

高齢のご家族が猫を飼っている場合は、万が一のとき、猫をどうするかを一緒に考える機会をつくってください。



5 多頭飼育問題（多頭飼育崩壊）

(1) 多頭飼育問題（多頭飼育崩壊）とは

多数の猫を飼育しているなかで、適正な飼育管理ができないことにより、「飼い主の生活状況の悪化」、「猫の状態の悪化」、「周辺的生活環境の悪化」が生じている状況です。

① 飼い主の生活状況の悪化

猫の数が飼い主の管理能力を超えると、ふん尿や食べ残しのエサの清掃や処理が行き届かなくなります。このような状況が続くと、生活環境が汚染され、臭いや害虫、ねずみなどの衛生動物が発生し、適正な衛生状態を保つことが難しくなります。その結果、飼い主や同居者の健康にも悪影響を及ぼす可能性があります。

② 猫の状態の悪化

飼育場所の衛生状態が悪化すると、飼い主だけでなく猫の健康にも影響が出ます。場合によっては、虐待（ネグレクトによる疾病、栄養不良、死亡等）に該当する可能性もあります。愛護動物である猫を虐待すると、犯罪行為として罰せられます。（4ページ参照）

③ 周辺的生活環境の悪化

飼い主の生活状況や猫の状態の悪化が、飼い主の住居内にとどまらず、周辺的环境にも影響を与えると、近隣住民の生活や健康に悪影響を及ぼすことがあります。

(2) 発生の原因 — 行われぬ繁殖制限

多頭飼育問題は、多くの場合、飼い主が猫の不妊去勢手術を行わずに飼い始めることから始まります。最初は1頭だけの飼育でも、放し飼いやエサやりが原因で他の猫が侵入すると、繁殖力の強い猫は急速に増えていきます。(2ページ参照)

(3) 解決のカギは早期発見

多頭飼育問題を防ぐためには、早期の発見と対応が重要です。猫の頭数が増えれば増えるほど解決が難しくなります。親戚や近所の方で以下のような兆候が見られる場合は、早めに保健所にご相談ください。

【多頭飼育問題】 早期発見のためのチェックポイント

- 猫の数が増えている。
- 複数の猫が手術を受けずに飼育されている。
- 猫の状態が悪い。
(痩せている、具合が悪そうなのに放置されている。)
- トイレの始末がされず、ふん尿が放置されている。
- 悪臭がする。

第4章 飼い主のいない猫の適正管理

～地域で適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡を通じて、

望まれずに生まれてくる命を増やさないこと～

1 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方

(1) 現状の理解

市には、飼い主のいない猫に関する苦情や相談が年間 300 件以上寄せられています。これらの苦情の多くは、無責任なエサやりによる猫の増加や子猫の出産、周辺住民へのふん尿被害、さらには衛生害虫の発生など、生活環境への被害に関する内容です。

(2) 飼い主のいない猫への関わり方

飼い主のいない猫へのエサやりは善意で行われることが多いのですが、その行為は、その人の意思で行うものであり、責任が伴います。エサやりをすることで周囲に迷惑をかけている場合、住民間のトラブルに発展するリスクがあります。

【コラム】野良猫問題の原因は人にある！？

【無責任なエサやりをする人】

「かわいそうだから」と思って、一度に大量のエサをこっそり置いたり、エサを適当に投げていったりする行為は、周囲の住民にとって迷惑になっています。エサを置きっぱなしにすることで、ハエが集まったり腐った臭いが発生したり、さらに食べ残しが散乱して周囲が汚れます。また、猫が庭や大切なプランターでふん尿をすることもあり、住民は不快に感じています。

エサやりをやめてほしいという声が高まり、結局、猫嫌いを増やすことになります。

【猫を捨てる人】

猫が増えすぎて飼えなくなったり、引っ越し先がペット禁止の賃貸住宅であるため無責任に猫を捨てる人がいます。

また、飼い主が亡くなり、世話ができなくなったために猫を屋外に放してしまう人もいます。

これらは「動物の遺棄」という犯罪に当たる行為です。

(4ページ参照)



2 飼い主のいない猫の対策と適正管理

飼い主のいない猫を迷惑に思っている方も、かわいそうに思っている方も、それぞれ異なる立場ですが、いずれにおいても「飼い主のいない猫は減って欲しい」という「共通の思い」があります。

飼い主のいない猫をできるだけ減らしていくために、地域の実情にあった方法で対策していきましょう。

(1) 里親を探し、屋内飼育をする。

子猫や人慣れしている猫は、飼育を希望する人を探し、屋内で飼うことで、その猫による被害やトラブルを防止できます。保護した後は、速やかに不妊去勢手術を行うことが重要です。一人で多くの猫を抱え込むことがないように、適正に飼える頭数の範囲内で飼育してください。

※ 飼い猫の場合もあるため、屋外の猫を保護する場合は、地域住民に飼い主がいないことを確認するほか、最寄りの警察署や保健所にご相談ください。

(2) 不妊去勢手術を行い、元いた場所に戻す (TNR)

子猫が生まれないように手術を行い、飼い主のいない猫を今以上に増やさないことが目的です。不妊去勢手術の麻酔下で、耳先をV字カットして、一目で手術済みの猫であることがわかるようにします。



ボランティアや愛護団体、個人でもすぐに実行できる初動対応策ですが、TNRだけでは、ふん尿被害やエサやりのトラブル解決には至りません。TNR後の猫を適正に管理することが必要です。

(3) 適正給餌・給水

エサやりは自身が所有・管理する場所で行いましょう。それ以外の場所でエサやりをする場合、その場所の所有者・管理者に了承を得ましょう。周囲に迷惑をかけないように特に注意し、苦情などがあれば誠意をもって対応しましょう。

エサは決めた時間に与え、それ以外には与えないようにします。エサは食べきれだけの量を与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を心がけます。エサを置きっぱなしにする「置きエサ」は、野生動物や管理しきれない数の別の猫も集めてしまうため、絶対にやめましょう。また、ハエやゴキブリ等の害虫発生や悪臭の原因にもなります。残飯を与えると、猫のふん尿の悪臭を誘発したり、猫が人間の食べ物の味を知ることによってゴミなどをあさってしまう場合があるため、キャットフードを与えます。

(4) ふん尿の管理

猫が排泄する場所を把握し、トイレを設置して定期的に清掃しましょう。トイレを設置する場合は、その場所の所有者・管理者の了承を得ましょう。また、世話する猫の行動範囲を確認し、トイレ以外の場所に排泄していたら、すみやかに処理、清掃しましょう。

(5) 周辺住民とのコミュニケーション

近隣との良好なコミュニケーションは地域生活の基本ですが、飼い主のいない猫にエサやりをする場合は、特に近隣との関係が重要になってきます。

猫アレルギーの人、猫が苦手な人にも配慮し、「飼い主のいない猫を適正に管理する

活動」であることを、丁寧に説明しましょう。公共的な場所でエサやりを無断で行うと、猫が受け入れられなくなったり、トラブルにつながることもあります。

飼い主のいない猫の世話を行う方には、飼い主に近い責任が求められます。管理する猫が起こした問題に対して、誠意ある対応を行いましょう。

【コラム】エサをやらなければ、野良猫問題は解決するのか？

猫はなわばりを持つ動物であり、
その中で生活しています。

もし、これまでエサをもらっていた場所で
エサがなくなると、猫は新たなエサ場を求めて
他の場所に移動し、なわばり争いを
起こしたり、ゴミ荒らしをしたりと、別の問題を引き起こすこともあります。



そこで、不妊去勢手術後に元の場所に戻し、同じエサ場で世話を継続
していくことが、その猫のなわばりを維持することにつながり、他地域
からの新たな野良猫の流入を防ぐ効果も期待できます。

3 地域猫活動

飼い主のいない猫問題は「猫」の問題ではなく、地域の環境衛生問題です。地域猫活動は飼い主のいない猫の命を守る動物愛護だけでなく、すべての住民が気持ちよく暮らしていくことを目的とした、環境改善のための長期的な活動です。そのため、地域猫活動は地域住民の理解と合意を得たうえで、地域住民が主体となって行われます。

市では、飼い主のいない猫の数と地域内のふん尿被害等に関するトラブルを減らしていく取組みとして、地域猫活動を推進しています。

(1) 地域猫活動によって期待される効果

一般的に、地域猫活動では次のような効果が期待されます。

① 不妊去勢手術の効果

- ・ オス猫の尿の臭いやスプレー行為（マーキング）、発情特有の鳴き声、猫同士のケンカの騒音が軽減します。
- ・ 野良猫として産み落とされる子猫が減ります。

② エサ場の管理による効果

- ・ 決まった時間に決まった場所でエサやりを行うことで、猫が周辺のゴミを荒らすことが少なくなります。
- ・ エサやり後の片付けと周辺の清掃を行うことで、エサの散乱や、虫の発生、置きエサの悪臭が軽減されます。

③ 猫トイレの設置と清掃の効果

- ・ ふん尿被害が軽減します。
- ・ 猫トイレを管理し、ふん尿の片付けをきちんと行うことで、周辺環境が改善します。

④ 地域で活動することによる効果

- ・ 活動をきっかけに地域のコミュニケーションが活性化し、住民間のトラブル解消が期待できます。

【参考】

環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」より



「地域猫活動とは…」

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

同時に、これ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。



(2) 地域猫活動の流れ

① 準備

◎ 活動グループを作る

活動を進め、継続していくためには多くの労力を要します。1人で始めるのではなく、活動に賛同する人を必ず複数名、地域の中で募りましょう。地域外の人に助けを求めるのも一つの方法ですが、あくまで地域の活動です。サポート役として助けてもらいましょう。

◎ 地域の実態を把握する

地域にいる猫の数（外飼いされている猫を含む）、性別、分布、エサ場、排泄場所、被害の程度等の情報を収集し、猫の生息状況を可能な限り把握しましょう。

地域の地図にそれらを記入し活用する「猫マップ」の作成も有効です。

◎ 活動のルールと計画を作る

地域の合意と理解を得るためにも、活動のルールを作ることは必要です。地域猫の管理を、具体的にどのように実施するか、地域の状況や猫の数に応じて決めましょう。地域の方々と話し合いをする中で修正する必要もでてくるでしょう。意見を出し合い、まずは素案作りから始めてみましょう。

ルールには、エサやり・ふん尿の処理などの場所・方法などを決めるほか、グループ内の役割分担、ローテーション等を決め、無理なく活動が継続できるように体制を作ります。

◎ 地域住民に丁寧に説明し、同意を得る

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まずは、周辺の住民に「地域猫活動」の趣旨を十分に説明し、理解を得たうえで行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、活動（猫の管理）に反対な方など、様々な立場の人を含めてください。反対意見が出る場合もあります。「地域の環境問題を解決するにはどうしたらいいか」という視点に立ち、相手の意見も尊重して落ち着いて話し合いましょう。猫による迷惑をどうすれば少なくしていけるか地域の方々と一緒に考え、少しずつ歩み寄っていくことも重要です。



◎ 地域への活動の周知

地域で活動を行うことを、より多くの方に知ってもらうことも必要です。

活動内容が決まったら、その内容を周辺の方々にお知らせしましょう。地域での理解を得るための広報・周知活動をしないと、「地域の一部の方が勝手にやっている」「エサやりをしているだけ」といった誤解を招き、トラブルに発展してしまう可能性があります。地域の中には、飼い猫を屋外で飼育している方がいるかもしれません。活動にあたって、野良猫と飼い猫の区別をつける必要があることから、地域で猫の屋内飼育などの適正飼育の啓発をしていきましょう。また、不妊去勢手術のための捕獲を行う際には、飼い猫を捕獲しないように、必ず、近隣への事前周知を行いましょ

② 地域猫の管理

◎ 不妊去勢手術を行い、元いた場所に戻す（TNR）

※ 15 ページ参照

◎ 適正給餌・給水

※ 15 ページ参照

◎ ふん尿の管理

※ 15 ページ参照

◎ 地域猫の把握

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。世話をする人が日によって変わる場合は、カルテなどを作って情報共有をしておくといいでしょう。

個体識別をしておけば、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間に必要な資金が計算しやすくなり、不妊去勢手術をしていない猫が入ってきた場合にも、対処が早くなります。

また、猫の管理場所で、猫が捨てられることがあります。せっかく野良猫を増やさないように管理していても、結果的に猫の頭数が減らないことになりかねません。

このような行為を見かけたら、まずは警察に通報してください。猫を捨てることは犯罪です。（4 ページ参照）

地域全体が猫を「捨てさせない」、「持ち込ませない」という目を持ち、見守ることが重要です。

◎ 苦情等へ対応する

活動地域内の住民から猫による苦情があった際には、活動の代表者が誠意をもって対応し、必要に応じて相互に話し合いをもちましょう。苦情や意見は真摯に受け止め、記録等を残しておくとい後で役立ちます。

◎ 地域猫から飼い猫へ

地域猫を飼い猫にすることで、より早く飼い主のいない猫を減らせるとともに、猫にとってもより良い環境で生きていくことが可能になります。猫を屋内で飼ってくれる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

③ 活動の定期報告

地域住民の方々に活動内容を定期的に報告しましょう。地域の中で一緒に活動できる仲間が増えていくことにもつながります。

第5章 野良猫に困っているときは

1 猫除けの方法

飼い主のいない猫が適正に管理されている地域であっても、住宅の敷地内に入ってきて困る場合があります。猫は、居心地が悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなりますので、そのような忌避対策の一例を示します。ある程度の期間、根気強く行ってみてください。

効き目には個体差があります。また、猫が慣れてしまうと効果が薄れる場合があるため、繰り返し方法を変えてみてください。

※ 虐待に当たるような方法で追い払ってはいけません。

【忌避剤】

市販の忌避剤	ペットショップや薬局、ホームセンター等で販売。 ※ 長期間にわたって効果が持続するとは限らず、また、猫の個体差で反応が鈍い場合がある。
香りの強いハーブなどの植物	猫が嫌がる香りの強いハーブなどを植えるか、その鉢植えを猫の通り道に置く。 またはハーブの香料を通路にまく。 例：ゼラニウム、ローズマリー、レモングラス、柑橘類、ペパーミント、カニナハイブリッドなど
木酢液	ホームセンター等で販売。 容器に入れるか、スポンジや布に浸み込ませて通路に置く。 スプレーすれば、猫の臭い消しにも有効。

【構造物】

水を撒く	猫の通り道やふんをする場所に、 ホースでたっぷりと水を撒き、濡らしておく。 (猫は水で身体が濡れるのを嫌う傾向にある)
とげとげシート	ホームセンターや園芸店で販売。 全面に敷き詰めなくても、 跳び越えられない幅に敷けばよい。 塀の上などが効果的。



【物理的方法】

超音波機器	センサー感知式の超音波発生器 ※ 猫の個体差で反応が鈍い場合がある。また、猫が慣れてしまう場合があり、費用対効果を考える必要がある。
-------	-----------------------------------------------------------------------



市では、超音波発生器の貸出しを行っています。

詳しくは いわき市公式 HP

「猫によるふん害等にお困りの方へ」をご確認ください。



2 よくある質問 Q&A

Q1 犬は捕獲しているのに、なぜ猫は捕獲しないのですか？

猫の捕獲・駆除はしていません。

市では、狂犬病予防法等に基づき、「犬のみ」捕獲しています。

また、犬については、市への飼い犬の登録が義務化されており、公的にその所有者を証明できますが、猫で同様の制度はありません。

さらに、犬については、市条例により「けい留」（つないで飼うなど逃げないようにすること）が義務となっていますが、猫には同様の規定がありません。

これらのことから、屋外を徘徊している猫については、捕獲の権限がなく、また、飼い猫か不明であり、飼い猫の「けい留」義務もないため、所有権を侵害しかねないことから捕獲を行っていません。

Q2 猫は放し飼いしてもよい動物ですか？

犬は狂犬病予防法や市の条例で放し飼いが禁止されていますが、猫にはそのような規定はありません。猫を放し飼いしていることだけで法律違反になるわけではありません。しかし、放し飼いされている猫は常に交通事故や感染症の危険にさらされ、また、近隣にふん尿をしたり車を傷つける等近隣トラブルの原因にもなるため、飼い主は損害に対する責任を負うこととなります。そのため、市では、屋内飼いを推奨しています。

飼い主のいない猫対策には、飼い猫が適正飼育されていることが肝心です。飼い主のいない猫は、もともと飼い猫が捨てられたり、逸走したりして増えたものです。不妊去勢手術をしていない飼い猫が屋外に出て周辺の猫と交尾し、飼い主のいない猫を増やしているケースも見受けられます。飼い猫の適正飼育（5～13 ページ参照）を徹底することが飼い主のいない猫を減らすことにもつながっています。

Q3 野良猫を捕まえて処分してしまえばいいのでは？

猫の捕獲・駆除は行っていません。

猫は放し飼いが禁止されている動物ではないため、放れている猫がいても、飼い主がいないかどうか判断できません。また、猫の捕獲に関する規定もありませんので、駆除を目的とした猫の捕獲は行っていません。

猫が増えすぎた原因を考慮せずに、ただ猫を排除するだけでは効果は一時的なものとなり、新たな捨て猫や移り住んできた猫が増え、元の状態に戻ってしまうことが十分考えられます。

安易に邪魔なものは排除すればよいという考えはとらず、解決に向けた対策を考えていくことが大切です。(13~19 ページ参照)

Q4 庭に子猫がいます。すぐ保護してあげた方がいいですか？

保護した猫を自分で飼うことはできますか？できない場合は無理に保護せずに、見守ってください。

猫は子育て中に何回か引っ越しをする習性がありますので、しばらくすると、親猫は子猫を連れて移動します。エサやりをしていないのであれば、その場所に居つく可能性は低いと考えられます。また、子猫だけが取り残されていたとしても、親猫が一頭ずつ子猫を連れ出して、引っ越しの最中の可能性もあります。その場合は、人が触ると子猫に人の臭いがついてしまい、戻ってきた親猫が育児を放棄してしまう可能性がありますので、子猫に触らずに、しばらく様子を見てください。

離乳前の子猫のそばに親猫がいない場合、詳細な状況の聞き取りを行った上で、保健所で引取りを行う場合がありますので、ご相談ください。

相談先：いわき市保健所生活衛生課 動物愛護係
TEL 0246-27-8592

Q5 猫を捕獲したので保健所で引き取ってもらえますか？

駆除目的で捕獲された猫の引取りは行いません。

猫は、登録・放し飼い禁止等の法規制がないことから、自活できる程度に成長した猫が他人の庭先や住居内へ侵入しているからといって、飼い主のいない猫とは判断できない場合が多くあります。

市では、飼い主の元に返還することを目的として保護された猫や、親猫とはぐれてしまった離乳前の子猫については、保護した経緯を十分に聞き取った上で引き取りを行う場合もありますが、故意または悪意に基づいて捕獲された猫については引取りを行っていません。

Q6 エサやりを禁止すれば、問題が解決するのでは？

無責任なエサやりが問題の発端になっていることが多いのは事実です。しかし、単にエサやりを禁止しようとしても、エサやりを善意で行っている人には何が問題なのか理解してもらえず、隠れてエサをやるようになるだけで、問題の解決には至らないことが多いようです。また、エサやりをやめると、猫がゴミを荒らしたり、被害が広がる恐れもあります。

エサやりを強制的に禁止することはできませんが、エサやりをしている人に、近隣住民の困り事を伝え、適正な管理を促すことは可能です。感情的な対立を避け、地域で話し合い、皆の立場を尊重して解決策を考えることが大切です。

Q7 不妊去勢手術された猫（耳をV字カットされた猫）は、みんな地域猫ですか？

違います。不妊去勢手術をした飼い主のいない猫が全て「地域猫」というわけではありません。

「地域猫」とは、地域住民の理解と合意を得たうえで、不妊去勢手術の徹底、所定の場所でのエサやり、ふん尿の管理、周辺の美化など、地域のルールに基づいて、適正な管理を行い、一代限りの命を全うさせる猫のことです。

昨今、活動内容が理解されぬまま、言葉だけが独り歩きしている状況もあります。「地域猫」という言葉を使って、住民の理解を得られぬまま、無責任なエサやりを正当化し続ける例も見受けられます。ルールやマナーを無視したこのような行為は、飼い主のいない猫問題をますますこじれさせる原因になります。

Q8 地域猫がよく庭にきます。エサが欲しいのでは？エサやりをしていいですか？

エサやりをする必要はありません。

地域猫は、活動ルールに則って管理されている猫です。エサやりの場所・時間も決まっていますので、世話をしたい場合は、地域猫活動のグループに参加し、一緒に活動してみるのはいかがでしょうか。

Q9 不妊去勢手術の費用を個人で負担しなければなりませんか？

これまで、多くの方が個人の努力で猫の不妊去勢手術を実施してきました。しかし、手術をするには相応の費用がかかり、個人で多くの猫の手術費用を負担するには限界があります。また、その方が転居や病気などの理由で活動できなくなることも考えられます。このため、飼い主のいない猫対策は、個人で行うのではなく、地域に住んでいる人たちが、自分たちの生活する地域の問題であるという共通の認識を持ち、協力して取り組んでいくことが必要になります。

市では、不妊去勢手術費の一部助成を実施しています。詳細は巻末資料をご確認ください。

卷末資料

飼い猫の不妊去勢手術費助成事業について

※当該事業の実施は、2月議会にける予算案の議決が前提となります。

猫のみだりな繁殖防止等、飼い主責任を徹底し、安易な飼養放棄を防止するため、飼い猫の不妊去勢手術に要した費用について、その一部を助成します。

○ 助成額

区分	助成額
オスの去勢手術	3,000円
メスの不妊手術	4,000円

助成は、同一個体の生涯につき1回となります。

先着順の受け付けとなります。なお、予算の範囲内で実施される助成のため、予算額に達し次第、助成は終了となります。

そのため、助成終了の広報との時間差によっては、受け付けをお断りさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

○ 助成対象の要件

1 飼い主の要件

- ・ いわき市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- ・ 助成を受けようと申請・請求する日前までの市税を滞納していない者であること。

2 飼い猫の要件

- ・ 年度初めの4月1日から当該年度の受付終了年月日までの間に、いわき市内の動物病院で、獣医師により不妊去勢手術を受けた飼い猫であること。
- ※ 次の項目に該当する場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。
 - ・ 公益社団法人福島県獣医師会の不妊去勢手術費助成制度により、助成金の交付が決定した飼い猫
 - ・ 手術前の段階で、高齢や疾患等により完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した飼い猫

市内動物病院で手術実施



窓口で申請



○ 手続きの方法等

- 1 受付開始年月日 ※各年度の受付終了日は、市ホームページまたはお電話でご確認ください。
毎年4月1日（4月1日が土日の場合は、その年度の最初の平日）
- 2 受付終了年月日
当該年度内で予算額に達した日または当該年度の3月17日以降の直近の平日
- 3 窓口（持参のみ）
いわき市保健所生活衛生課動物愛護係
（いわき市内郷高坂町四方木田191 総合保健福祉センター2階）
- 4 提出書類
 - ・ 飼い猫不妊去勢手術費助成金申請書（兼請求書）（第1号様式）
 - ・ 手術実施獣医師が発行した飼い猫不妊去勢手術実施証明書（第2号様式）
 - ・ 市税完納証明請求書（第3号様式）
 - ・ 飼い主名義の預金通帳の写し
（振込みを希望する金融機関の口座情報を確認できる部分）
 - ・ その他、市長が必要と認める書類

○ その他

- ・ 書類の提出方法は、窓口への持参のみとなります。
郵送・ファクス及び電子メールでの提出はお受けできませんのでご注意ください
- ・ 提出書類は、万年筆や黒のボールペン等の「消しゴム等で容易に消すことができない筆記具」ではっきりと記入してください。（消せるボールペンでの記入は不可とします。）
- ・ 提出書類の訂正は、訂正箇所には二重線を引き、分かるように書き直してください。なお、飼い猫不妊去勢手術実施証明書（第2号様式）に訂正箇所がある場合は、手術実施獣医師の訂正印が必要です。
- ・ 助成金の交付は口座振替により行いますので、交付までに概ね2カ月程度の期間をいただきます。
- ・ 助成終了の広報は、市ホームページ及び市内の動物病院への通知により行いますが、時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。
- ・ 申請の流れや最新の状況など詳しくは、担当課へお問い合わせください。

所有者(飼い主)のいない猫の不妊去勢手術費助成事業について

※当該事業の実施は、2月議会にける予算案の議決が前提となります。

所有者のいない猫のみだりな繁殖による市民への被害を防止し、動物愛護精神を醸成するため、所有者のいない猫の不妊去勢手術に要した費用について、その一部を助成します。

○ 助成額

区分	助成額
オスの去勢手術	3,000円 (上限額)
メスの不妊手術	4,000円 (上限額)

助成は、同一個体の生涯につき1回となります。

先着順の受け付けとなります。なお、予算の範囲内で実施される助成のため、予算額に達し次第、助成は終了となります。

そのため、助成終了の広報との時間差によっては、受け付けをお断りさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

○ 助成対象の要件

1 申請者の要件

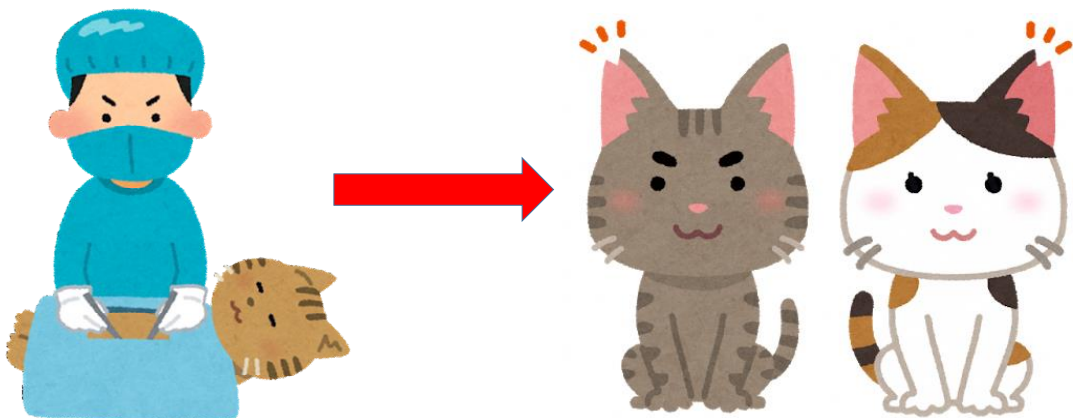
- ・ 事前にいわき市の登録を受けた3名以上のグループ。

2 所有者のいない猫の要件

- ・ 年度初めの4月1日から当該年度の受付終了年月日までの間に、いわき市内の動物病院で、獣医師により不妊去勢手術を受けた所有者のいない猫であること。

※次の項目に該当する場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 手術前の段階で、高齢や疾患等により完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した所有者のいない猫
- ・ 既に不妊去勢手術を実施してある所有者のいない猫の麻酔等の処置



○ 手続きの方法等

- 1 受付開始年月日 ※各年度の受付終了日は、市ホームページまたはお電話でご確認ください。
毎年4月1日（4月1日が土日の場合は、その年度の最初の平日）
- 2 受付終了年月日
当該年度内で予算額に達した日または当該年度の3月17日以降の直近の平日
- 3 窓口（持参のみ）
いわき市保健所生活衛生課動物愛護係
（いわき市内郷高坂町四方木田191 総合保健福祉センター2階）
- 4 提出書類
 - ・ 所有者のいない猫不妊去勢手術費助成金申請書（第4号様式）
 - ・ 手術実施獣医師が発行した所有者のいない猫不妊去勢手術実施証明書（第5号様式）
 - ・ 不妊去勢手術の実施前及び実施後の猫のカラー写真（L判以上）
 - ・ 不妊去勢手術費の領収書（原本または写し）
 - ・ その他、市長が必要と認める書類

○ その他

- ・ 書類の提出方法は、窓口への持参のみとなります。
郵送・ファクス及び電子メールでの提出はお受けできませんのでご注意ください。
- ・ 提出書類は、万年筆や黒のボールペン等の「消しゴム等で容易に消すことができない筆記具」ではっきりと記入してください。（消せるボールペンでの記入は不可とします。）
- ・ 提出書類の訂正は、訂正箇所には二重線を引き、分かるように書き直してください。なお、所有者のいない猫不妊去勢手術実施証明書（第5号様式）に訂正箇所がある場合は、手術実施獣医師の訂正印が必要です。
- ・ 助成金の交付は口座振替により行いますので、交付までに概ね2カ月程度の期間をいただきます。
- ・ 助成終了の広報は、市ホームページにより行いますが、時間差によっては、受付をお断りさせていただく場合があります。
- ・ 助成を受けるには、事前に市の登録を受ける必要があります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

猫は室内で飼おう！

室内飼育のメリット

- ① 交通事故にあう危険がない
- ② 感染症にかかる危険が少ない
- ③ ご近所トラブルが少なくなる
- ④ 虐待などの被害にあうことがない

室内飼育のデメリット

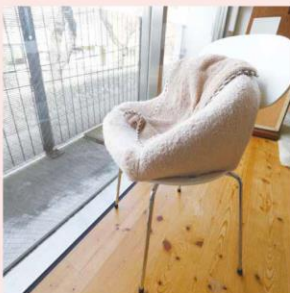
猫が退屈しやすい

- ▶ 環境を整え飼い主がコミュニケーションをとることで、猫は室内飼育でも十分に幸せに暮らせます！！

猫に快適な室内環境

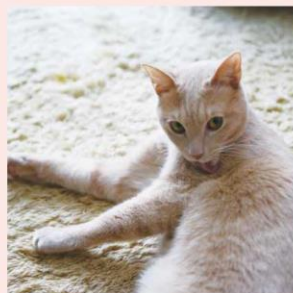
室内の安全対策

- 脱走しないように、窓や扉の戸締りを徹底しましょう。
- 口にすると危険なものを片づけましょう。(電気コード、観葉植物など)



外を眺める場所

窓の外を見られるという刺激が与えられ、「退屈」を感じにくくなります。



くつろげる場所

柔らかい布の上、暖かな場所を好みます。



隠れ場所

猫は本来臆病な動物です。驚いたときに猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。



猫にとって快適なトイレ環境

- ・トイレの数「猫の頭数+1」
- ・大きめのトイレを選ぶ
- ・好きな砂の種類を使う
- ・清潔に保つ

トイレ

猫は非常にきれい好きで、トイレにこだわりがあります。

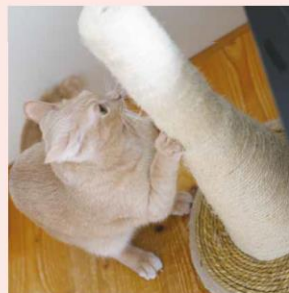


上下運動

上下運動や動き回れる空間があると、猫は自分でエネルギーを発散できるため、問題行動の予防になります。



入り組んだ動き回れる空間



爪とぎ

猫は爪とぎの習性があります。家具や柱などで爪を研がないように、専用のものを用意しましょう。



ケージ

子猫のうちから習慣づけて上手に使うとよいでしょう。災害時や入院時にも役に立ちます。

飼い主とのコミュニケーション

室内飼育されている猫の場合は他の社会や動物との接点がないので、その分飼い主が毎日コミュニケーションを図り、かまってやる必要があります。話しかけたり、なでたり、おもちゃを使って遊んだりする時間を作りましょう。

○猫に関わる法令等

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受けられる機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠

いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
- (1) 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる
 - (2) 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

いわき市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（飼い主の責務）

第5条 飼い主は、その飼養する動物の本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養するように努めなければならない。

- 2 飼い主は、動物を終生飼養するように努めなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類及び発育状況に応じて、適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 動物の疾病及び負傷の予防を図ることにより、その健康及び安全を保持すること。
- (3) 動物の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- (4) 動物の種類、習性等に応じた施設を設けること。
- (5) 汚物及び汚水を適正に処理することにより、施設及びその周辺を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。
- (6) 動物が公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養すること。
- (7) 動物の鳴き声、動物から飛散する羽毛等により人に迷惑をかけないように飼養すること。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域

の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。